

地域における違法植物監視体制を強化するための支援事業	
北多摩北部保健医療圏	
実施年度	開始 平成22年度、 終了予定 平成24年度
背景	近年、中学、高校生が大麻の所持、使用で検挙されるなど、薬物乱用の年代が低年齢化している。けしや大麻等は特殊な植物ではなく都内でも各所に自生しているが、自生していることを知られると悪用される恐れがあるため、早急に除去する必要がある。効果的に除去するには、地域の力を借り、これら不正植物を早期に発見できるようにする必要がある。当圏域では、小平市の薬物乱用防止に対する意識は高く、地区薬防協を中心として活発な啓発活動を行っている。しかし、普及啓発活動だけでは、薬物乱用防止対策として限界があるため、小平市の会員が自ら違法植物の根絶に動き出した。 保健所は、この動きを支援するため、自生違法植物市民監視員の創設を提案し、その活動を支援する事業を実施してきた。
目標	・違法植物の発見を効果的に行うため、市民の力を活用した点から面への監視の拡大強化を図る。 ・市では対応困難な部分を保健所が支援することにより、市や地区薬防協の違法植物の監視体制の整備及び活動の支援を図り、薬物乱用防止活動の発展につなげ、地域の安全・安心を推進する。
事業内容	1 支援のための資材等の購入・作成 違法植物（けし等）の見本、書籍、DVD・ビデオの購入、及び、中学生の薬物乱用防止ポスターの入選作品のパネルを作成し、けし・大麻等の違法植物等を中心とした薬物乱用防止の意識啓発の支援・推進 2 小平市での違法植物監視員の育成を支援 ・市への助言や、市民監視員に対する研修を行う専門家の紹介、及び研修会開催の支援の実施 ・市の次世代育成部青少年男女平等課において違法植物監視通報窓口を設置し、違法植物監視員が違法植物を発見した場合、市でも受付を行い、保健所に通報するシステムの構築 ・違法植物監視隊の活動について市と保健所及び警察との連絡体制の整備 3 平成23年度から保健所において違法なケシの除去が可能となり、市民監視員からの通報に基づき迅速に調査を行う体制の整備 4 新潟県、市保健所におけるケシ除去の状況調査 5 東村山市への支援
評価	1 中学生の薬物乱用防止ポスターの所内イベントコーナーにおける掲示を行うとともに、作成した違法なケシの見本の所内情報コーナーにおける展示を行い、啓発活動に活用した。 2 都立薬用植物園を活用した、違法なけしの見分け方の研修において、小平市の違法植物市民監視員育成の支援を行ったことにより、けしの見分け方に関する知識の向上が図られた。 3 小平市における自生違法植物市民監視員による市内の監視活動も行われている。違法なケシの発見通報は現時点では行われていないが、この活動の中で市民監視員の薬物乱用防止に関する認識及び関心は高くなっている。 4 こうした取組の必要性が理解され東村山市においても市民監視員創設の取組が始まった。
問い合わせ先	多摩小平保健所 生活環境安全課 薬事指導係 電 話 042-450-3111 ファクシミリ 042-450-3261 E-mail S0200169@section.metro.tokyo.jp

地域における違法植物監視体制を強化するための支援事業

平成22年度事業

(1) 支援のための資材等の購入

小平市で実施する違法植物監視市民監視員の養成及び薬物乱用防止啓発のための貸出用資材を購入した。

・購入したもの

けし見本（2種類）、啓発用ビデオ・DVD、薬物乱用防止ポスター、ポータブルナビ

(2) 市で実施する違法植物監視員の研修等の支援

・(財) 国立精神神経医療研究センター 精神保健研究所

薬物依存部 依存性薬物研究室長 船田正彦先生を小平市に推薦した。

平成23年3月24日、小平市において、同先生を講師として実施した、「自生違法植物市民監視員講習会」に参加した。

講習内容は、薬物乱用に関する知識の取得を目的として、「違法薬物乱用の現状と依存性について」というテーマで話があり、薬物中毒の恐ろしさについて、市民監視員も理解できた。

・小平市においては、同市次世代育成部青少年男女平等課において事務局を置き、違法植物監視員から違法植物の発見通報の窓口とした。

(3) 新潟県保健所におけるけしの除去の状況の調査

ア 新潟県

けしの除去の県内の制度について調査を行った。

薬事関係の業務は、福祉保健部医務薬事課において行っている。

けしの除去等は薬事指導係が担当し、麻薬取締員もここに所属している。

① けし等の除去の状況

新潟県では昭和56年に大麻に関し、自生、不正栽培に対する保健所の対応方針等について通達を出している。その後、平成元年、県内でけしの自生が認められたため、大麻及びけしの保健所における対応方針の通達を出した。

「けしの除去」は、平成5年頃から保健所で行われるようになった。

県内には12の県の保健所と新潟市（政令市）の保健所がある。

けしの除去は、薬剤師がいる6ヶ所の県の保健所（新発田、三条、長岡、南魚沼、上越、佐渡の保健所）で実施している。その他の保健所では、巡回や通報を受けた場合、薬剤師のいる保健所に連絡し、その保健所職員が実施する除去に同行し、除去の協力を行っている。

通常は、住民等から自生けし等の通報が会った場合、保健所に連絡があり、保健所の薬剤師の薬事担当が除去を行う。新規通報分及び巡回地も同様に保健所で行っている。

除去したけしは、通常はその日のうちに除去を行ったところの市の焼却場へ持ち込み、直接焼却炉に入れ、処分を行う。

県保健所管内では、すべて保健所職員がけしの除去を行っており、あへん監視員の身分証を持っている。

けしの除去本数は、過去には1万本以上のときもあったが、平成19年、約3,000本、20年約1,800本、21年約600本、22年約5,000本であった。県内のけしの除去のピークは、5、6月である。今年は、不正なけしの流通が報道されたこともあり、通報等も多く、例年より除去の数は多かった。

県内の自生けしは、ソムニフェルム種が中心で、セチゲルム種はないという。

イ 保健所でけしの除去を実施するうえでの注意点について

① 通報を受けた際の対応

通報を受けた場合速やかに現地に確認に行くようにしており、その日に行くか、遅くとも2、3日以内には現地に行っている。

県や警察で通報を受けた場合も、事件性がないと見られるものについては、保健所に連絡があり、保健所職員が現地に行って除去を行う。

② 警察との連携

初めて保健所でけしの除去を行う場合は、県警、所轄の警察と十分に連絡をとったうえで実施するようにしている。特に、検察の検事に予め話を通しておくことでトラブルは少ない。

県ではこのような経過を踏まえて除去を実施しているため、今は円滑に行われている。警察からも、けしを発見した場合、確認依頼や発見の連絡がある。

③ 土地所有者への連絡

保健所でけしの自生等の連絡を受けた場合、速やかに現地へ行き、土地の所有者に話をし、除去を行っている。

留守の場合は、近所の人に帰宅時間等を確認し、その時間に合わせて再度訪問する。

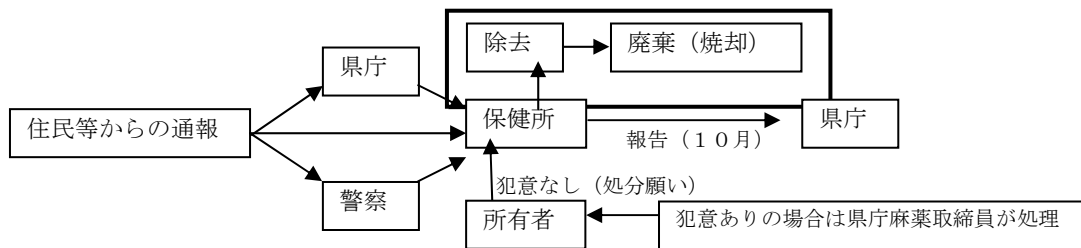
市役所や町会長などの立会で除去することもある。

所有者が年輩者の場合、あまりトラブルにならないが、若い人の場合、トラブルとなることもある。

種が外から飛んで来て発生した、単なる自生と考えられる場合は、除去のみを行っている。以前は、所有者に犯意がないと認められる場合でも、所有者から始末書をもらったうえで、除去等の措置を行っていた。

現在は簡素化し、「不正栽培に係るけしの処分願い」により処理している。

<新潟県におけるけしの除去の流れ>



子供のこころの健康づくり	
北多摩北部保健医療圏 多摩小平保健所	
実施年度	開始 平成23年度、 終了（予定） 平成24年度
背景	北多摩北部保健医療圏では、学校保健と地域保健が課題を検討しあう場を持っており、共通の課題として子供の心の健康づくりに関することが取り上げられている。 学校からは、子供の心の問題に支援をしたいが、今の子供は困ったことがあっても、悩みを先生や親だけでなく友達にも話せず、関わるのは難しいことがあげられている。このような状況に、子供自身が相談できるようになると、問題の解決を大人が手伝うことができる。相談先は、学校だけでなく地域につながるようにしていければという意見があった。 保健所では、自殺予防の取り組みを実施しており、未成年の自殺者数が全体に占める割合は小さいが、20代から急速に自殺は増えていくことに注目していた。未成年の自殺予防の取り組みは、自殺者数の低減にもつながるのではないかと考えた。 日頃の地域と学校の検討の場を活用して、子供の心の健康づくりに自殺対策の視点を入れた取り組みをしていくこととした。
目標	「学校保健と地域保健との連携会議」（「学校保健と地域保健との連携会議」（当所が、平成16年度から18年度に実施した課題別地域保健医療推進プラン「学校保健との連携体制整備事業」の一環で、「学校保健の抱える課題や対策等の共有」や「地域保健との連携のあり方等を検討」する場として設置、開催）等を活用し、学校保健と地域保健担当者が子供の自殺予防対策の重要性に対する認識を共有し、学校や地域での子供の自殺防止に向けた取組みを推進し、もって今後の自殺者数の低減を図る。
事業内容	【23年度】 1 養護教諭等の学校関係者を対象とした講演会の開催 ・テーマ：子供の自殺をめぐる状況とその対策 ・講師：白梅学園大学 子ども学部教授 尾久（おぎゅう）裕紀 ・対象者：小・中学校（公立・市立）関係者、圏域5市職員等 42名参加 2 小・中学校及び高等学校の校長、養護教諭等を対象としたアンケート調査 ・対象者：圏域内の小・中学校及び高等学校の校長、養護教諭 300名 ・回答率：66.7%（200名） 【24年度】 1 アンケート調査結果に基づく施策の検討 2 子供向けゲートキーパー手帳の作成（作成委員会設置）
評価	1 学校関係者を対象とした講演会を行ったことにより、虐待の実態や非行との関連、自傷の傾向やその対策等、自殺に関係し、また、学校教育の現場で深く関わりのある問題に対し今後の対応に活かせる共通の理解を図ることができた。 2 圏域内の小・中学校及び高等学校の校長、養護教諭の300名を対象にアンケート調査を実施し、現在分析中である。平成24年度には分析結果を基に、子供が相談できる力をつけられることを狙った、学校が子供たちの普及啓発に使用できる媒体を検討し、作成を予定している 3 媒体の作成と併せて、学校と地域の子供が自殺しない地域づくりを検討し、連携を強化する。
問い合わせ先	多摩小平保健所 企画調整課 企画調整係 電話 042-450-3111 ファクシミリ 042-450-3261 E-mail S0000351@section.metro.tokyo.jp

認証保育所での感染症対応経験を生かす体制の整備	
北多摩北部保健医療圏	
実施年度	開始 平成23年度 終了 平成23年度
背景	平成23年4月現在、管内には89か所の保育園の他に、33か所の認証保育所がある。感染症の集団発生時に保健所は、施設を訪問し、疫学調査を行った上で感染拡大対策の相談を行っている。相談の場では、発生時対応マニュアルに沿った感染対策のみならず、施設の職員体制や設備構造面等の状況に合わせた具体的な感染症・食中毒対策を関係者とともに検討している。この対応経験は、発生した施設だけでなく、他の施設でも大いに参考になるものであるが、相互に対応経験を共有する機会は少ない。特に認証保育所では、園長会など横の繋がり自体がないのが現状であり、さらにここ数年、管内では認証保育所での感染症の集団発生が増加し対応に苦慮している。そこで、認証保育所が、市や保育園等の地域関係者と連携を持ちながら感染症・食中毒対策を行える体制を整備する必要がある。
目標	認証保育所の感染症対応の経験を生かせる、連携機会を継続的に構築する。
事業内容	認証保育所で発生した感染症（主に感染性胃腸炎）の事例検討会を開催し、対応例を集約する。 1 認証保育所への事前説明 事例提供5保育所へ事業目的の周知、事例検討会への参加要請、事例検討会資料の調整のために訪問し、意見交換した。 2 事例検討会の開催 (1) 平成23年7月26日、8月1日に保健所において開催 (2) 参加者 56名 (3) 感染性胃腸炎を経験した管内認証・認可保育所からの事例紹介と助言者、保健所職員を交えた意見交換を実施 3 管内認証・認可保育所へのアンケート調査による感染症対策に必要な要件等を把握すること。感染症発生時に有用な消毒セットを作成については、東日本大震災の被災地派遣を優先したために中止した。
評価	・ 認証保育所が集団感染発生事例への対応経験をまとめて、発表し、参加者や助言者から評価される機会になった。また、認証保育所が、他園の感染症対応を具体的に学び、日頃の疑問について意見交換し、解決する機会となった。 ・ 参加した認証保育所は、人員体制、感染症対策の知識や技術、設備構造面で感染症が発生すると拡大しやすい要因をもっていた。 ・ 取り組みの中で、保育所における感染症対策の悩みや疑問を保健所職員が知る機会になった。今後の助言指導に活かせる。
問い合わせ先	多摩小平保健所 保健対策課 感染症対策係 電話 042-450-3111 ファクシミリ 042-450-3261 E-mail S0200170@section.metro.tokyo.jp